

平成 14 年 10 月 8 日

長崎地域に百年伝わる祭囃子

「富士元囃子」(ふじもとばやし)を区民俗文化財に指定

区教育委員会は、豊島区文化財保護審議会(林英夫会長)の答申(平成 14 年 9 月 24 日)を受け、区内長崎地域に伝わる民俗芸能「富士元囃子」を豊島区無形民俗文化財に、囃子用具一式(楽器 9 点、寿獅子・大黒舞用道具類 11 点)を豊島区有形民俗文化財に指定した(9 月 27 日付)。

民俗芸能では、平成 4 年 11 月指定の「長崎獅子舞」に続く 2 番目の区指定となる。

富士元囃子は、明治 40 年頃に旧長崎村(現要町一丁目)の本橋重太郎が習い覚え、地元の浅間神社と長崎神社の祭礼時に奉納したことに始まる。名前の由来は、重太郎の父源太郎が、高松二丁目の浅間神社境内にある「**豊島長崎の富士塚**」(*注 1)の富士講の先達を長年務めていたこと、また、毎年 8 月 21 日の浅間神社祭礼時に囃子が奉納されていたことから、ミニチュア版富士山のお膝元にちなんで名付けられたといわれる。

*注 1)「豊島長崎の富士塚」

江戸の民間信仰「富士講」を伝える模造富士。女人禁制のため富士山に登れない女性や実際の富士登山ができない人でも御利益を得られるようにと作られたもの。文久 2 年(1862)、旧長崎村の月三講の人々が富士山から運んだ溶岩などを配し築いた。高さ約 8m。登山道に合目を記した道標等が配されている。昭和 54 年国の重要有形民俗文化財に指定。



東京の祭囃子の源流は、江戸葛飾の葛西囃子と言われ、それが神田明神の祭礼に取り込まれて広まり、神田囃子系統と目黒囃子系統に分化した。明治期後半、東京近郊農村で江戸の祭囃子が盛んになり、各地に囃子連が輩出した。富士元囃子もそのひとつであり、「神田流大間囃子」(かんだりゅうおおまばやし)の流れを汲み、江戸の祭囃子の特徴である五人囃子の形態をとる。

ゆったりとした笛の音を聞かせる「大間の曲調」が特徴で、かつて長崎地域がのどかな農村であった頃の面影がしのばれる。一囃子(ひとつばやし)の演目は、屋台(やたい)・昇殿(しょうでん)・鎌倉(かまくら)・四丁目(しちょうめ)・屋台(やたい)で構成される。また芸(色物いろもの)として、正月などには寿獅子(ことぶきじし)・大黒舞(だいこくまい)が上演される。

五人囃子を構成する楽器は、オオカワ(大太鼓) 1、シラベ(締め太鼓) 2、トンビ(篠笛) 1、ヨスケ(鉦) 1、また、寿獅子・大黒舞の道具には獅子頭、神楽面(かぐらめん)、小道具類がある。いずれの道具も富士元囃子の演奏・上演には不可欠のものであり、芸能と一体のものとして今回の文化財指定となった。

約 100 年にわたって長崎地域の人々により伝承されてきた富士元囃子は、現在も囃子連中(代表・本橋勇氏、重太郎氏の孫にあたる)によって日々研鑽が積み、長崎神社の秋の祭礼や「**民俗芸能 in としま**」(*注 2: 別紙)、区内や近隣のイベントで演奏を行なうとともに、後進の育成に積極的に取り組んでいる。

◇ 詳細 生涯学習課文化財係

*注2)「民俗芸能 in としま」

(別紙)

民俗芸能の継承を図るため、「長崎獅子舞」「富士元囃子」など区独自の民俗芸能と近隣地域及び姉妹都市・秩父市の民俗芸能が共演する『民俗芸能 in としま』を毎年開催している。

来る10月19日(土)に開催される今年度の『第14回民俗芸能 in としま』は、区制施行70周年記念事業として、区と友好交流のある都市4市町を招聘し、それぞれの地域に根付いた民俗芸能が一堂に会す。

◆招聘都市：秩父市(埼玉県)・遊佐町(山形県)・一関市(岩手県)・関市(岐阜県)

『第14回民俗芸能 in としま』開催概要

◆日時 10月19日(土) 午後1時30分開演

◆会場 豊島公会堂(東池袋1-19)

◆演目

富士元囃子(豊島区・富士元囃子連中)

長崎獅子舞(豊島区・長崎神社獅子連)

舞川鹿子躍(一関市・舞川鹿子躍保存会)

関の獅子芝居(関市・関市獅子舞保存会)

杉沢比山番楽(遊佐町・杉沢比山保存会)

秩父屋台囃子(秩父市・高野右吉と秩父社中)

◆入場無料

◆問合せ としまコミュニティチケットセンター 電話 3590-5321